平成２６年（フ）第１３２号
茨城県水戸市元吉田町字一里塚西1449番地
破産者　日本ケータリングサービス株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９４２号
東京都八王子市川町121番地
破産者　有限会社大神田製作所
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４３号
東京都八王子市西寺方町1214番地37
破産者　大神田　三
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９８２号
東京都昭島市福島町998番地都営東中神アパート12棟103号
破産者　鍋嶋　正勝
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６４号
金沢市片町１丁目２番44号
破産者　株式会社ゴールドイーグルジヤーマン
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
岐阜県海津市南濃町安江2314番地116
破産者　株式会社美濃すきコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５７９号
静岡市清水区北脇392番地の１
破産者　有限会社アイ・エス・シー
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４２号
静岡県伊豆の国市長岡1093番地の５
破産者　株式会社ゆもとや旅館
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
静岡県沼津市大岡1035番地の５　ドエル103、前住所静岡県富士宮市山本461番地の12
破産者　榊原　禎文
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
静岡県三島市幸原町２丁目21番31号
破産者　株式会社マトナ
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
三重県伊賀市小田町1373番地50
破産者　東海タカリョウ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第７０９号
京都市下京区仏光寺通新町東入糸屋町215番地１
破産者　株式会社シュタルク
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８２号
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町392番地
破産者　有限会社みゆき工芸
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６００号
佐賀県三養基郡基山町けやき台１丁目23番３号
破産者　クノン有限会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
宮崎県都城市太郎坊町1978番地２
破産者　株式会社亀元建設
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４号
和歌山市関戸１丁目５番50―608号ライオンズマンション和歌山関戸壱番館、旧住所福岡市早良区百道浜１丁目５番５―501号
破産者　古川　孝明
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
群馬県前橋市高井町１丁目29番地55
破産者　笹澤　明美
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０５号
群馬県前橋市広瀬町１丁目22番地７
破産者　川本　　武
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９８号
神奈川県秦野市東田原42番地の５　片野コーポ７号、前住所神奈川県秦野市寺山936番地の１
破産者　久保田光政
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３７９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目19番16号
破産者　米澤　尚晃
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３６号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番31号
破産者　新垣　義広
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部